第四条の三に次の一項を加える。

2　法第六十八条の規定において金庫の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項及び第三項から第五項まで	株式会社	清算金庫
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	清算金庫
第八百四十九条第一項	株式会社等	清算金庫
第八百四十九条第三項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等、当該株式会社等が、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の	清算金庫が、
	株式会社の区分	清算金庫の区分
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社	清算金庫
	株式会社等	清算金庫
第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで、第八百五十二条第一項及び第二項並びに第八百五十三条第一項		

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令の一部改正）

第十条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第二十四条第一項第一号中「第三十四条第三項」を「第三十五条第三項」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第十一条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十一条から第二十三条の二まで」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条	譲渡会社	譲渡相互会社
第二十二条第一項	事業を譲り受けた会社	相互会社の事業を譲り受けた会社（外国相互会社若しくは相互会社（外国相互会社を含む。）を含む。）若しくは商人（会社を除く。）若しくは商人（会社を除く。以下この項及び次項において同じ。）又は会社若しくは相互会社（外国相互会社を含む。）の事業若しくは商人の営業を譲り受けた相互会社

第二十二条第二項	譲受会社	譲受者
	譲渡会社の商号	事業を譲渡した相互会社（外国相互会社を含む。）（以下この項及び次項において「譲渡相互会社等」という。）の名称又は事業を譲渡した会社若しくは営業を譲渡した商人の商号
	譲渡会社の事業	譲渡相互会社等若しくは事業を譲渡した会社又は営業を譲渡した商人（以下この章において「譲渡者」という。）の事業又は営業
	事業	事業又は営業
	譲受会社がその本店の所在地において譲渡会社	会社若しくは相互会社（外国相互会社を含む。）である譲受者がその本店若しくは主たる事務所（日本における主たる店舗（保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。）を含む。）の所在地において譲渡相互会社の債務を弁済する場合、商号に七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。）を含む。）の所在地において譲渡相互会社の債務を弁済する場合、商号に譲渡相互会社の債務を負わない旨の登記した場合又は相互会社でない旨を登記した場合又は相互会社でない旨を弁済する責任を負わない旨の登記した場合又は相互会社でない旨を弁済する責任